

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
円		円	
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	1	中小連結法人税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
控除対象試験研究費のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		
(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3	調整前連結税額 (別表一の二「2」)	14
控除対象試験研究費の額の合計額の計算 (2) + (3)	4	当期税額基準額の計算 (7) > 8% の場合	15
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6	当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25)	17
増減試験研究費割合の計算 $\frac{(6)}{(5)}$	7	円	
試験研究費割合の計算 平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8	当期税額控除可能額 (13) と (17) のうち少ない金額)	18
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9		
割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$ (0.12未満の場合又は(5) = 0の場合は0.12)	10	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」)	19
除割合の計算 (9) > 10% の場合の控除割増率 $(9) - \frac{10}{100} \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11		
税額控除割合 (10) + ((10) × (11)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20

別表六の二(六)
令二・四・一以後終了連結事業年度分

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.28】 中小連結親法人又は特定中小連結親法人に該当しない連結親法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。